（児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第二条　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 障害児入所給付費単位数表 第１　福祉型障害児入所施設 ［１～９の３　略］ 10　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の305に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の320に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の301に相当する単位数 ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の316に相当する単位数 ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の262に相当する単位数 ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の235に相当する単位数 ［削る。］	**別表** 障害児入所給付費単位数表 第１　福祉型障害児入所施設 ［１～９の３　同左］ 10　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の211に相当する単位数 ［加える。］ ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数 ［加える。］ ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数 ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の141に相当する単位数 ２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数 (2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数